

達 示 第 2 6 号

令和7年6月19日

福岡拘置所長

「福岡拘置所における受刑者の処遇要領に関する細則」の制定について
標記について、別紙のとおり定め、即日実施する。

なお、令和5年12月18日付け達示第45号「「福岡拘置所における受刑者の
処遇要領に関する細則」の制定について」は、廃止する。

別添

福岡拘置所における受刑者の処遇要領に関する細則

(目的等)

第1条 福岡拘置所で処遇する自営作業就業受刑者及び短期処遇課程（ST）を指定された受刑者（以下「自所処遇受刑者」という。）の処遇要領の策定及び変更を適正に行うに当たり、「受刑者の処遇要領に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓3310号大臣訓令、以下「訓令」という。）及び平成18年5月23日法務省矯成第3311号矯正局長通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(処遇要領の策定)

第2条 自所処遇受刑者の刑執行開始時調査及び被害者関係調査の結果に基づき、速やかに処遇要領を策定して審査会に付議するものとする。

2 処遇要領を定めるに当たっては、自所処遇受刑者ごとに、年齢、改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情、被害者等の心情等、心身の状況、執行すべき刑期、釈放後の生活設計等を総合的に考慮するほか、必要に応じ、受刑者の希望を斟酌するものとする。

3 処遇要領の様式は、処遇要領票（訓令別記様式1号）又は若年受刑者処遇要領票（訓令別記様式第2号）のとおりとし、処遇調査票に編てつするものとする。

(1) 処遇要領策定時に20歳に満たない自所処遇受刑者に対しては、若年受刑者処遇要領票を使用する。

(2) 処遇要領策定後に当該受刑者が満20歳に達した場合は、その翌月から処遇要領票に変更することとするが、残刑期が著しく短いなど若年受刑者処遇要領票を継続して用いる必要性が認められるときは、その可否を処遇審査会に諮るものとする。

4 受刑の罪に被害者等が存在する自所処遇受刑者の処遇要領を作成するに当たっては、被害者等の心情等への理解及び被害弁償への動機付けに関する内容を

矯正処遇の目標として設定するとともに、必要に応じて、当該目標に応じた改善指導の内容等を定めるものとする。

- 5 刑執行開始時の指導において、個々の受刑者に処遇要領の説明を行い、矯正処遇に対する動機付けを高めるものとする。

(処遇要領の変更)

第3条 矯正処遇部門調査・支援担当のうち処遇調査を命ぜられた職員及び小倉拘置支所の調査・支援担当職員は、再調査により処遇要領の変更が必要と認められた場合、処遇審査会に付議した上で、新たな処遇要領を策定するものとする。

- 2 受刑の罪に被害者等が存在する自所処遇受刑者の処遇要領を変更する場合は、必要に応じて、被害者担当官の意見等を聴取し、被害者等の心情等に考慮した処遇要領を再策定するものとする。

- 3 処遇要領票等を変更した場合は、変更前の処遇要領票等の後に編てつするものとする。

- 4 処遇要領を変更した場合は、当該受刑者に変更の主旨と内容を説明し、矯正処遇に対する動機付けを高めるための働き掛けを行うものとする。

(目標の達成状況の評価)

第4条 処遇要領に定める矯正処遇の目標については、定期再調査（おおむね6月に1回）の際に、達成状況についての評価を行うものとする。

- 2 必要があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時再調査を行うことができる。

(目標の達成状況の評価方法)

第5条 対象となる受刑者を受け持つ担当職員を評価者とし、統括矯正処遇官（矯正処遇第一担当、矯正処遇第二担当）（小倉拘置支所においては統括矯正処遇官（矯正処遇担当））、以下「調整者」という。）が評価の調整を行うものとする。

(評価票)

第6条 評価の結果は評価票（通達別紙様式による）に記録する。

- 2 評価票は処遇調査票に編てつする。

(評価結果の告知)

第7条 調整者は必要に応じて、評価の結果を自所処遇受刑者に告知するとともに、適切な指導を行って矯正処遇に対する動機付けを高めるよう配慮する。

(評価の活用)

第8条 評価の結果は、仮釈放を許すべき旨の申出のための審査の資料とする。

(処遇要領の運用)

第9条 処遇要領の策定や変更について、自所処遇受刑者を処遇する担当職員が積極的に関与させるとともに、自所処遇受刑者の処遇に関与する全ての職員はその内容を把握するよう努めるものとする。